

## 有害使用済機器対象品目

- 1 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- 2 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 3 電気洗濯機及び衣類乾燥機
- 4 テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
  - (イ) プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるよう設計したものを除く。）
  - (ロ) ブラウン管式のもの
- 5 電動ミシン
- 6 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
- 7 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
- 8 ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
- 9 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
- 10 フィルムカメラ
- 11 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具
- 12 ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第2号に掲げるものを除く。）
- 13 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第1号に掲げるものを除く。）
- 14 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第3号に掲げるものを除く。）
- 15 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
- 16 ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
- 17 電気マッサージ器
- 18 ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
- 19 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
- 20 蛍光灯器具その他の電気照明器具
- 21 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
- 22 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
- 23 ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第4号に掲げるものを除く。）
- 24 デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
- 25 デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
- 26 パーソナルコンピュータ
- 27 プリンターその他の印刷用電気機械器具
- 28 ディスプレイその他の表示用電気機械器具
- 29 電子書籍端末
- 30 電子時計及び電気時計
- 31 電子楽器及び電気楽器
- 32 ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※ 原則として、家庭用機器に限る。